証券コード　186A
2024年７月８日
（電子提供措置の開始日　2024年７月８日）

株　主　各　位

東京都墨田区錦糸四丁目17番１号
株式会社アストロスケールホールディングス
代表取締役　　岡　田　　光　信

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、決議にご参加くださいますようご通知申し上げます。
本定時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.astroscale.com/ir/jp/

また、電子提供措置事項は、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名）」に「アストロスケールホールディングス」または証券「コード」に「186A」(半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、決議事項につきましては、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会議案をご検討のうえ、2024年７月29日(月）日本時間17時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2024年７月30日（火）　日本時間15時00分～

２．場　　所　　**東京都墨田区錦糸四丁目17番１号ヒューリック錦糸町コラボツリー４階 Sumida Innovation Core「The Star」（前回とは会場の場所が異なりますのでご注意ください。）**

３．会議の目的事項
報告事項
第６期（自2023年５月１日　至2024年４月30日）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　資本準備金の額の減少の件
第３号議案　剰余金の処分の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権の行使等のご案内）
（１）書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権の行使期限は2024年７月29日（月）日本時間17時到着分までとさせていただきます。
（２）当日のご出席により議決権を行使される場合には、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
（３）議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
（４）ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
（５）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」の実施について

2024年７月30日(火)に予定しております第６回定時株主総会は、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」にて開催することといたしましたのでお知らせします。

株主の皆様におかれましては、会場の面積並びに株主様の健康及び安全面を考慮し、本年は原則一社につき一名様限りのご来場とさせていただきたくご理解、ご協力をお願い申し上げます。当日の株主総会の様子は、インターネットによりライブ配信いたします。以下＜インターネットによるライブ配信ご参加方法＞記載の要領でアクセスをお願い申し上げます。

なお、当社のバーチャル株主総会は「出席型」ではなく「参加型」で実施します。ライブ配信を介してご参加されましても会社法上の出席にあたらず、株主総会当日に議決権行使や質問等を行うことはできません。このため、事前に議決権行使書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによるライブ配信ご参加方法

【参加方法】
- 定刻の開始を予定しておりますが、お時間に余裕を持ったアクセスをお願いいたします。
- ご視聴に際し、お名前の入力が必要です。
- お名前の表示名が「**会社名　氏名**」となるようご協力をお願いいたします。

【注意事項】
- 株主総会開催中は、ライブ配信を介して議決権の行使、ご質問、動議のご提出はできません。事前に議決権行使書をご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 映像や音声データの第三者への提供や転載・複製等はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- アクセスするURLは別途個別にお送り申し上げます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（ 2023年５月１日から
2024年４月30日まで ）

１． 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「将来の世代の利益のための安全で持続可能な宇宙開発」というビジョンを実現するため、軌道上サービス事業の多角的な展開・拡大を目指し、事業開発を推進しております。経営の意思決定や行動において最優先される共通の価値基準のうち、「Space Sustainability」や「ESG経営による顧客への付加価値の提供」を最重要テーマとして事業運営に取り組んでおります。

当事業年度においては、コロナ後の正常化が進んだものの、前事業年度から継続するインフレーションの長期化、米国・欧州等の金利引き上げにより、引き続き景気後退懸念の強い経営環境となりました。それを受けて、株式市場や金利・為替相場は不安定な状況が継続しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方で、当社グループを取り巻く軌道上サービス市場においては、技術の進展とともに、国際機関、業界団体の取り組みや各国政府等の各種政策の推進が加速しております。国際的宇宙機関等における協議の活発化や発表等を受けて、スペースデブリ（以下、デブリ）の脅威に対する認知度、デブリ除去を促進する仕組み作りへの機運、Space Sustainabilityに関するイニシアティブや軌道上サービスの事業化に対する需要は加速度的に上昇しております。2023年５月に開催されたG7広島サミットで作成されたG7首脳宣言において、デブリによりもたらされる喫緊の課題に対処し、宇宙空間の安全かつ持続可能な利用を促進することについてのコミットメントが表明されるとともに、デブリの低減と改善のための更なる解決策及び技術の更なる開発を推進させる各国の取り組みを奨励することが表明されました。また、各国及び国際機関における積極的な取り組みも見られます。

このように、軌道上サービスに関する政府需要及び民間需要に繋がる政策推進等の機運が高まる中、当社グループは、2023年５月に日本拠点の移転に伴い製造キャパシティを強化しました。これも寄与し、後述の通り、2023年９月には文部科学省よりISSAミッションを受注しました。また、2023年６月に当社のフランス連結子会社であるAstroscale France SASを設立し、2023年10月にはフランスのトゥールーズに同社の技術拠点を置くことを決定しました。当該技術拠点では軌道上サービスに係る技術開発の体制を整え、増加する欧州での需要の獲得を目指します。さらに、2023年７月に当社の米国連結子会社であるAstroscale U.S. Inc.はファシリティ・クリアランス（施設保全適格証）を取得し、これにより米国の機密プロジェクトへ参画が可能になり、2023年９月には米国宇宙軍より受注を獲得しました。

このような経営環境の中で、技術開発、事業開発及び各国政策への提言等レギュレーションに関する活動等を推進した結果、当事業年度の当社グループの取り組む４つの軌道上サービス（注）における事業進捗は以下の通りであります。

（注）４つの軌道上サービス

・End-of-Life Services（EOL）：衛星運用終了時のデブリ化防止のための除去サービス

・Active Debris Removal（ADR）：既存デブリの除去サービス

・Life Extension（LEX）：寿命延長サービス

・In-situ Space Situational Awareness（ISSA）：故障機や物体の観測・点検サービス

当事業年度の当社グループの主要なミッションパイプラインの進捗は以下の通りです。

プロジェクト	カテゴリ	主な進捗
ELSA-d	-	2021年３月に打ち上げた「ELSA-d」は、運用可能なスラスタを使用したサービサー衛星の軌道離脱制御の運用を終え、2024年１月にミッションを完了しました。ELSA-dミッションにより実証された技術は、当社グループが開発する軌道上サービスに必要となる技術の一部に留まりますが、非協力物体に対するRPO（ランデブ・近傍運用）を含むデブリ除去に必要な一連のコア技術を実証することに成功しました。
ADRAS-J	ISSA	当社の日本連結子会社である株式会社アストロスケールが取り組むJAXAのCRD2フェーズⅠにおいて、2024年２月にサービサー衛星である「ADRAS-J」の打上げに成功しました。2024年４月には、デブリの後方数百mの距離にまで接近することに成功し、接近する過程でデブリの撮影を実施しました。当社の認識では、本プロジェクトは史上初めて軌道上で直接デブリを観測した事例になります。
ELSA-M	EOL	当社の英国連結子会社であるAstroscale Ltdは、グローバルに衛星通信サービスを提供するNetwork Access Associates Limited（Eutelsat OneWeb社）をパートナーとして、「ELSA-d」の機能拡張版であり複数デブリの除去が可能な衛星「ELSA-M」の開発を推進しました。このミッションは、ESAが通信システム先端研究Sunriseプログラムとして資金を提供しており、現在、Sunrise Phase 3（契約金額：約14.8百万ユーロ（注））を順調に推進するとともに、Phase 4への入札を完了しました。 また、将来の商業化に向けて、既に、Eutelsat OneWeb社及びOrbit Fab, Inc.との間で、これらの衛星コンステレーション運用事業者の衛星にドッキングプレートを搭載することが合意されています。加えて、Globalstar, Inc.はELSA-Mによる磁石捕獲が可能な他社製ドッキングプレートの搭載を決定しています。2023年７月には、Astro Digital US Inc.との間で、同社が製造する衛星への当社グループのドッキングプレートの搭載に関するパートナーシップ契約を締結しました。 更に、FCC 5年ルール並びにFCCのDISH Network社への罰金など規制環境の変化により、ドッキングプレートの搭載に関するニーズが高まっており、複数の企業と交渉を開始しています。
COSMIC	ADR	Astroscale Ltdがイギリス宇宙庁（UKSA）のデブリ除去プログラムCOSMIC Phase B（契約金額：約2.0百万英ポンド（注））に係る開発を進めており、2023年９月にシステム要求審査（SRR）が完了、2024年４月に基本設計審査（PDR）が完了しました。
SBIR	ISSA	株式会社アストロスケールが、文部科学省が実施するSBIR制度において、2023年９月に宇宙分野（事業テーマ：デブリ低減に必要な技術開発・実証）を対象とした大規模技術実証事業に採択されました。本事業のフェーズ１に係る補助金交付額は最大26.9億円であり、全フェーズで最大120億円が交付される予定です（注）。

APS-R	LEX	Astroscale U.S. Inc.は、2023年９月に、静止軌道上で燃料補給を実施する衛星のプロトタイプの開発を行うプログラム（契約金額：約25.5百万米ドル（注））を米国宇宙軍から受注しました。
ADRAS-J2	ADR	株式会社アストロスケールが、JAXAの商業デブリ除去実証（CRD2）フェーズⅡのフロントローディング技術検討を完了し、2024年４月にCRD2フェーズⅡの契約相手としてJAXAから選定されました。これは、実証中のCRD2フェーズⅠの後続ミッションであり、軌道上にある日本由来のロケット上段への接近・近傍運用や撮像等に加え、捕獲や軌道離脱も行います。
LEXI-P	LEX	商業サービス用衛星初号機「LEXI-P」については、ペイロード詳細設計審査（CDR）の完了に向けた開発が進められております。また、バス部のサプライヤーを選定し、基本設計審査(PDR)を完了しました。 Astroscale U.S. Inc.は、特定の静止衛星運用者との間で寿命延長サービスの提供に関する契約交渉を行っており、2023年12月に、法的拘束力を有しないタームシート（主要な契約条件を整理した文書）に合意・署名しました（想定契約金額：121百万米ドル（注））。

（注）技術開発の進捗やサービスの提供に応じ、当社グループに支払われることが合意又は予定されている収益の合計金額であり、契約において定められた条件が実現に至らない場合、マイルストーン収入の一部が支払われない可能性があります。また、当社グループが受注未了のフェーズについては、当社グループの想定通りに受注に至る保証はありません。

当社は、持株会社としての機能に注力しているため、当事業年度において重要な売上高の計上はありません。当事業年度における当社の経営成績については、営業損失1,479,990千円、経常損失6,356,757千円、当期純損失8,004,085千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備投資はありません。なお、当社は持株会社であり、主要な設備はありません。

(3) 資金調達の状況

①シリーズG追加調達

当社は、2023年９月29日開催の取締役会において、次の通り第三者割当による新株式の発行について決議し、2023年10月６日に払込が完了しました。

発行株式の種類及び数	G種優先株式800,000株
発行価額	１株につき9.4350米ドル （払込通貨が日本円の場合、１株につき1,250円）
発行価額の総額	1,000百万円

②リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社は、2024年２月７日開催の取締役会において、運転資金の調達を目的として株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間でリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結することを決議し、以下の内容で契約を締結しました。

資金使途	運転資金
借入先	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
貸付極度額	5,000百万円
借入利率	基準金利+スプレッド
契約締結日	2024年３月15日
コミットメント期間	2024年５月１日～2027年４月30日
満期日	2027年４月30日
担保等の状況	担保：無担保 保証：借入人関連子会社保証
財務制限条項	①各四半期の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、０円以上に維持すること。 ②各四半期の末日において、現預金に将来収入予定額(注１)を加えた金額を、総借入元本金額以上に維持すること。
その他の遵守事項	①当社代表取締役社長である岡田光信を、心身の障害等のやむを得ない事情がある場合を除き、当社の代表取締役社長として維持すること。 ②岡田光信以外で借入人の総議決権の33.4%超を保有する株主が生じていない状態を維持すること。

(注) １．借入人より借入先に対して提出された各プロジェクト契約に記載された契約金額の合計額のうち、受領済の契約金額を差し引いた金額（残存契約金額）のうち、借入先が残存契約金額の健全性について疑義がないと判断した金額

③劣後特約付金銭消費貸借契約

当社は、2024年２月７日開催の取締役会において、研究開発資金の調達を目的として株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間で劣後特約付金銭消費貸借契約を締結することを決議し、以下の内容で契約を締結しました。

資金使途	研究開発資金
借入先	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
借入実行金額	2,000百万円
借入利率	基準金利+スプレッド
契約締結日	2024年３月15日
借入期間	2024年３月27日～2029年３月27日
返済期日	2029年３月27日
担保等の状況	担保：無担保 保証：借入人関連子会社保証
財務制限条項	①各四半期の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計額を、０円以上に維持すること。 ②各四半期の末日において、現預金に将来収入予定額(注１)を加えた金額を、総借入元本金額以上に維持すること。
その他の遵守事項	①当社代表取締役社長である岡田光信を、心身の障害等のやむを得ない事情がある場合を除き、当社の代表取締役社長として維持すること。 ②岡田光信以外で借入人の総議決権の33.4%超を保有する株主が生じていない状態を維持すること。 ③借入人の2027年４月期の連結EBITDAがマイナスとなることが判明した場合、借入人は、判明後速やかに事業計画の合理的な改善案を貸付人に提出すること。

（注）１．借入人より借入先に対して提出された各プロジェクト契約に記載された契約金額の合計額のうち、受領済の契約金額を差し引いた金額（残存契約金額）のうち、満期日までに入金が到来し、かつ、借入先が残存契約金額の健全性について疑義がないと判断した金額

(4) 対処すべき課題

軌道上サービス市場は端緒についたところであり、当社グループを取り巻く環境は、不確実性が高く存在します。また、宇宙事業は、研究開発段階から顧客開拓、衛星開発、打上げ、運用等に至るまでの時間が長期に亘ります。

他方で、宇宙環境問題の深刻化と宇宙の持続利用に取り組む必要性に対する社会的な認識は、2020年以降非常に高まりました。2022年には、英国にてSpace Sustainability Summitが開催され英国政府による宇宙の持続利用のための施策が発表されたほか、米国政府による軌道上デブリ実施計画の発表も行われました。2023年には、G7外務大臣会合、科学技術大臣会合、そしてサミットにてデブリ問題が取り上げられ、G7サミットのコミュニケ（公式声明）において、宇宙の持続利用が喫緊の課題であることや、デブリの低減（これ以上増加させないこと）及び改善の必要性が明記されました。このように、宇宙の持続利用は主要先進国の主要課題の一つとなるまで高まってきました。

このような状況を受け、現在、軌道上サービス市場が拡大すると睨んだ企業による参入表明が世界各地から相次いでいますが、その中でも、当社グループは、先駆的な技術開発会社としてのポジションを確立してまいりました。競争環境が激しくなっていくと考えられる中で、いかにして、技術開発、事業化の推進、関連する法規制づくりへの働きかけ、安定的なキャッシュ・フローの創出を継続していくかが重要な課題であると認識しています。かかる課題に対処するため、当社グループでは中長期の持続的な成長に向けて、以下の通り取り組んでいます。

■技術開発

軌道上サービスに使用される衛星の開発、打上げ及び運用は極めて複雑です。開発の過程では、地上で宇宙環境を擬似的に再現した様々な試験を行った上で宇宙空間に打ち上げますが、宇宙空間において衛星に予期しない故障が発生し、システム全体に影響を与えるなどミッションの成否を危ぶませるリスクがあります。コストとスケジュールに関する制約、政府等による許認可制度や公募内容等の制約条件もあり、先進的な技術開発を行うことは非常に難しい課題となっています。

そのため、当社グループでは開発段階に応じた審査や、当社グループとしての品質・信頼性管理基準等を設けるとともに、開発工程の文書化を行うことで、再現性があり、かつ改善可能な開発手法を採用しています。

当社グループに必要な技術のうち、非協力物体へのRPO技術を含む中核技術は自社設計・自社開発しており、継続的に技術を磨いていくことが可能です。当社グループは、非協力物体へのRPO技術等により軌道上サービスの提供を受けるという新たな選択肢を衛星オペレーターに提供してまいります。当社グループは、自社技術の優位性を確保するため、長期的な技術ロードマップを定期的に更新し、様々な事業機会を通じて継続的に優位性を維持できるよう、今後も自社内における研究開発、その体制の強化及び知財ポートフォリオの強化を進める予定でおります。

■事業開発

政府・宇宙機関からの事業機会を獲得するためには、宇宙産業における世界の主要地域に拠点を保有すること並びに各拠点がそれぞれの国・地域の政府・宇宙機関及び宇宙業界と密接な関係を持ち関係を深めていくことが必要です。

宇宙業界では、政府・宇宙機関、民間企業のいずれも、数年から数十年の単位で政策や事業計画を策定しています。当社グループは、EOL、ADR、LEX、ISSAといったサービスに関し、中長期的な視点で潜在顧客と議論を重ね、コア技術であるRPO技術に対する顧客ニーズやサービスの提供タイミングの理解に努めてまいります。

軌道上サービスの市場は草創期にあるため、当社グループは、獲得した事業機会を確実に遂行し、提供価値をグローバルに具現化しつつ新たな需要を喚起し、事業を加速してまいります。また、後述のような、法規制づくり等への議論にもリソースを配分し、グローバルに貢献することで、軌道上サービスの活性化と、当社ミッションである宇宙の持続利用のいち早い実現に取り組んでまいります。

■法規制作りへの働きかけ

デブリ除去にとって必要な環境作りとしての「法規制作り」は、２つの観点に分けることが可能です。当社グループにおいては、ひとつを「制度構築」、すなわち「宇宙の持続利用に資するような、各国の宇宙法政策及び二国間・多国間等の国際的な協調関係から成る枠組みづくり」とし、もうひとつを「標準化」、すなわち「宇宙の持続利用に資するような、宇宙機の設計や運用の基準づくり」と定義し、それぞれについて以下の通り取り組んでおります。

a. 制度構築について

制度構築とは、各国においてデブリの増加への対応やデブリ除去を促進し、実現する国内法規制等を整備することに加えて、長期的にはこれらの国の間での国際的な連携・協調を通じて、デブリ除去がグローバルに実施されることを目指すものです。

例えば、各国は、強制力を伴う国内法規制により、ミッション許可等の制度（米国では、衛星運用事業者に付与する周波数ライセンスの管理も含む）を通じ、デブリの増加を抑制するための措置を事業者に要求することができます。また、各国は、自国由来のデブリについての自国の行動計画を策定する等の政策を通じて、自国由来のデブリを低減・除去することもできます。

デブリの低減については、2000年代以降、IADCや国連宇宙空間平和利用委員会等の国際機関で議論されてきましたが、米国、ヨーロッパ、日本等の各国において、デブリ低減のためのさらなる措置に関する議論が進んでおり、当社グループは可能な限りこうした議論に参画しております。

例えば、米国では、深刻化するデブリ問題を踏まえ、FCCが、周波数の許可に際して考慮されるデブリ低減ガイドライン（2004年作成）の見直しに係るパブリックコメントの募集を行いました。かかるパブリックコメントの募集に関して、当社グループは米国企業７社をとりまとめ、2019年２月に計８社共同でのコメントを提出しました。このコメントは、米国内の関係者の間で広く参照され、2020年４月に公表された新たなFCCの立法案公告においても、当社グループの共同コメントに言及されています。その後、FCCは、同ガイドラインを見直し、2022年９月に、いわゆる25年ルール（高度2,000km以下の軌道を周回する衛星の場合、運用終了から25年以内に大気圏に突入するような設計にする旨のガイドライン）を５年に短縮する命令を発しました。また、2024年１月にはFCCより、軌道上サービス認可の枠組みに関する立法案公告の草案が発出されました。

政策的な観点からは、ホワイトハウスの科学技術政策局は、2022年７月に「The Orbital Debris Implementation Plan」を発表し、宇宙の持続利用の３つの柱として、デブリ低減（これ以上増加

させない）、デブリ追跡と特定（それにより衝突を回避する）、デブリ除去（既存のデブリを減らす）を掲げ、44の具体的なアクションを定義しています。また、2020年以降、日本、EU、英国、フランスでADRプログラムが開始しており、2022年には米国議会で超党派によりデブリ除去を推進する法案（The Orbital Sustainability Act of 2022）が提出されるなど、世界全体でADRを推進する機運が高まっております。

欧州では、宇宙機関の宇宙活動に関するイニシアティブとして、ESAが2022年に、2030年までに地球軌道及び月軌道におけるデブリの生成を停止することを目的とするZero Debris Approachを公表しました。これに基づいて、ESAは2023年11月に、デブリ低減に関する要求を定めた技術ガイドラインである「ESA Space Debris Mitigation Requirements」の見直し及び公表を行いました。さらに、同月には、ESAが主導する形で、民間企業等40団体と共同で策定した「ゼロ・デブリ憲章」を公表しました。同憲章では、2030年までにデブリ生成ゼロを実現するための基本的な原則や目標値などが定められています。

英国では、2023年６月に、国王チャールズ３世が、宇宙の持続可能性を促進するための枠組み作りを目的とした「アストラ・カルタ（宇宙大憲章）」を公表しました。

さらに、国際連合の専門機関の一つである国際電気通信連合（International Telecommunication Union、以下「ITU」）における2023年11月の無線通信総会において、デブリ除去を含む軌道上サービスなどの新技術を考慮し、低軌道上の衛星に対する「安全かつ効率的な軌道離脱および/または廃棄の戦略と方法論に関するガイダンス」の研究を行うことが決議されました（決議ITU-R 74）。

日本では、内閣府が2024年２月に、人工衛星やロケットの開発・運用を計画している企業・大学等の関係者に向けて、スペースデブリの抑制に係る手引書「安全で持続的な宇宙空間を実現するための手引書～スペースデブリを増やさないために～」を公表し、スペースデブリの発生防止に向けたさらなる啓蒙が開始されました。

このように、世界主要国や国際的な団体において、宇宙の持続利用に向けてデブリ問題に対処するための具体的な措置に関する取組みが、提案・検討の段階から、実施の段階に移行してきています。

b. 標準化について

衛星の設計や運用に関する国際的な標準化の議論は、衝突回避能力、運用終了時の廃棄処理、無害化、デブリ低減、打上げサービスの選択、デブリ除去サービス、サイバーセキュリティ、RPO実施時の安全性確保や情報の共有など多岐にわたっており、これらの事項については、国際団体、政府、NPO等様々な場所で議論が進んでいます。

当社グループは、先端的な技術を保有する企業として、標準化を最重要課題として取り組んでいます。グローバルなポリシーチームを日本・米国・英国・フランスに配置しており、標準化に関する主要会議体に参加し、一部の会議体ではリーダーシップを執るなど、ユニークなポジションを築いています。また、各国の宇宙機関や主要国の政策決定者・担当省庁とも緊密に連携しています。世界各国の議論動向を踏まえ、整合性が確保されるよう貢献するとともに、当社グループのミッションにも先進的に反映させていくことで、業界としてのベストプラクティスを形成してまいります。以下は、当社グループが積極的に関与している標準化に関する会議体の一部です。

(1) The Consortium for Execution of Rendezvous and Servicing Operations （以下「CONFERS」）

米国国防総省の国防高等研究計画局（the Defense Advanced Research Projects Agency、以下「DARPA」）がシードマネーを提供して設立された業界団体です（現在は、DARPAからの資金的援助を受けずに運営されています）。CONFERSは、RPO（Rendezvous and Proximity Operations）について、自主的なコンセンサスによるベストプラクティスを策定しており、ISO等の標準化団体により、軌道上サービスに関するかかるベストプラクティスが採用されることが期待されています。当社グループは、CONFERSの設立初期から主要メンバーとして参画しており、現在はExecutive Memberとなっております。

(2) Space Safety Coalition (SSC)

米国最大の宇宙業界団体であるGVFがメンバー企業とともにその形成を主導した、Global Space Safety Coalitionという団体を前身としております。現在は、Space Safety Coalitionという新たな団体に改組し、当社グループを含むメンバー企業34社が宇宙での持続利用可能な行動指針に署名・合意し、公表しています。

(3) Space Sustainability Rating

当社グループの取締役がメンバーとして参画するWorld Economic Forum（WEF、世界経済フォーラム、通称「ダボス会議」）の宇宙評議会（Global Future Council on the Future of Space）が発案したプロジェクトであり、各種宇宙ミッションに対し、宇宙の持続利用の観点からレーティング(格付け)を行うというものです。これは、金融市場におけるS&P Global Ratingsや、建築業界におけるLEED（Leadership in Energy and Environmental Design）等の役割に類似したものであり、ESAやマサチューセッツ工科大学等のグループの主導による、格付け内容についての議論を踏まえ、本書提出日時点では、スイスのEPFL宇宙センターが中心となって、試行フェーズを行っております。

■許認可等への対応

当社グループは、必要な許認可の取得を行い、適用される各国の法令を遵守するよう努めております。

一般的に、衛星の運用に関して、衛星を運用する事業主体が所在する国の当局が求める技術・安全性などの要求を満たすことにより、当該当局から運用の許可を得ることをミッション許可といいます。ELSA-dではUKSAから、ADRAS-Jでは内閣府から、それぞれミッション許可を取得しました。衛星の物体登録については、ELSA-d及びADRAS-Jともに日本が登録国になります。

衛星との通信に用いる周波数の利用についても、ITUの規定に基づき、各国の法令において必要な手続きが設けられています。日本の場合は、電波法に基づき、他国の地上の無線局に有害な干渉を与えない（または他国から干渉を受けない）ようにするためのいわゆる国際周波数調整を総務省経由で行った上で、総務大臣への申請により無線免許を取得します。また、衛星の運用に必要な地上局（人工衛星との間で通信を行う為に地上に設置するアンテナやデータ送受信装置等）の使用については、地上局が所在する国ごとに必要な許可を得る必要があります。当社グループは、ELSA-d及びADRAS-Jの運用について、日本、米国、カナダその他複数の国から許可を得ております。その他にも、必要な輸出管理に関わる許可や、危険物輸送等に係る許可なども取得しております。

今後実施されるEOL、ADR、LEX、ISSAのミッションにおいても、上記のような許認可の取得が必要です。

こうした既存の法令上要求される許認可の取得に加え、当社グループは、RPO技術が先進的な技術であることに鑑み、ミッションの目的や運用の透明性の確保に自主的に取り組んでいます。ELSA-dやADRAS-Jのミッションの目的・内容については、国際的な学会等での発表や論文提出に加え、展示会や各種講演会、SNS、メディアを通じた広報活動を通じ開示しているほか、政府関係者などに対しても必要な説明を行っております。更に、両衛星にはレトロリフレクターと呼ばれるレーザ反射を有する機構を取り付けており、地上から軌道上での位置が詳らかになるように考慮されています。

また、当社グループの衛星とデブリとの衝突可能性のリスク評価や衝突回避を行うために、世界の主要なSSAプロバイダー（SSA：Space Situational Awareness。「宇宙状況把握」）と契約を締結しております。

保険の組成については、顧客との責任分担のあり方や保険料相場などを踏まえてミッションごとに対応してまいります。例えば、ELSA-dは、自社資金によるミッションであり、打ち上げ失敗に備えた打ち上げ保険、ミッション失敗に備えたミッション保険及び軌道上で第三者に損害を与えた場合に備えた第三者賠償責任保険に加入しました。ADRAS-Jでは軌道上での第三者賠償責任保険にのみ加入しております。

なお、宇宙条約第６条は、非政府団体（企業、研究機関など）の宇宙活動であっても、「自国の宇宙活動」については当該国が国際的な責任を負うことを定めており、また、宇宙活動に起因する損害についての国際的な責任については、損害責任条約が具体的な定めを置いております。特定のミッションについて複数の国が関係する場合に、条約上は複数の打ち上げ国間で連帯して責任を負うこととされていますが、その具体的な責任分担のあり方などについては十分な国家実行がなく、また、民間事業主体の責任のあり方（当該国と民間事業主体の間の関係や民間企業同士などにおける責任分担）についても現状において不明確な点が多いのが現状です。このため、当社グループは、保険によって予めこれらのリスクを低減しておりますが、保険の組成にもかかわらず、ミッションに際して、現時点で予期せぬ損害賠償責任を当社グループが将来的に負う可能性があります。

■資金調達

当社グループは、多額の先行投資と長期の開発期間を要する人工衛星及び宇宙機器の研究開発に従事していることから、2020年４月期以降連続して、税引前当期純損失を計上しております。今後も軌道上サービスを目的とした人工衛星の開発を加速するために、また、多種多様な対象デブリに対応するための当社グループの技術の適用拡大を図るために先行投資を継続することから、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式上場により必要な資金を獲得するとともに、資金調達の多様化を図ってまいります。

■人材獲得

当社グループは、軌道上サービスに必要な先進技術の研究開発、衛星の設計から製造・試験に至る衛星製造プロセス、及び衛星の運用等を自社で行っております。従って、上記の通り、今後の人工衛星の開発や技術の適用拡大により複数の開発ラインを進捗させるためには、適切な人材を確保

していく必要があります。

具体的には、株式上場等を通じ知名度を向上させ、新卒採用・中途採用を問わず積極的な採用活動を推進してまいります。また、長期的な雇用を確保するため、社内において教育・研修を充実させて人材を育成していく方針であります。

■安定的なキャッシュ・フローの創出

当社グループは、先端的なRPO技術等を用いた軌道上サービス事業に特化し、その技術の多角的な展開・拡大を目指しています。当社グループが構築してきた研究開発技術を最大限に活用し、対象となるデブリや運用中の衛星に対して、コストパフォーマンスの高いソリューションを提供し、安定的なキャッシュ・フローの創出を目指します。

上記の通り、当社グループの経営環境における課題を解決するとともに、デブリ除去を含む軌道上サービス等に基づく安定的なキャッシュ・フローを背景とした、規律ある成長投資と継続的な株主価値の向上の両立を目指します。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第３期 2021年４月期	第４期 2022年４月期	第５期 2023年４月期	第６期（当期） 2024年４月期
売　上　高　（千円）	110	396	6,708	987
経常損失（△）　（千円）	△1,248,789	△5,466,927	△9,350,844	△6,356,757
当期純損失（△）　（千円）	△17,886,772	△5,460,145	△12,784,164	△8,004,085
１株当たり当期純損失（△）　（円）	△266.93	△73.34	△153.40	△88.44
総　資　産　（千円）	9,282,202	17,879,664	20,352,003	19,739,608
純　資　産　（千円）	9,218,313	16,271,805	13,744,108	6,836,764
１株当たり純資産額　（円）	△182.84	197.32	△398.24	73.03

（注）当社は、2022年３月４日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アストロスケール	東京都墨田区	10,000千円	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale Ltd	英国 オックスフォードシャー州	100英ポンド	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale U.S. Inc.	米国 コロラド州	100米ドル	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale France SAS	フランス トゥールーズ	100,000ユーロ	直接100.00%	軌道上サービス事業
Astroscale Israel Ltd.	イスラエル テルアビブ	100新シェケル	間接100.00%	軌道上サービス事業

(注) シンガポール子会社であるAstroscale Singapore Pte. Ltd.は休眠状態にあります。

(7) 主要な事業内容

軌道上サービス事業

(8) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
本　社	東京都墨田区

(9) 従業員の状況（2024年４月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減
31名	７名増

（10）主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,000,000千円
株式会社みずほ銀行	2,388,000千円

（注）１．当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社みずほ銀行との間で特別当座貸越契約（極度額：3,000,000千円、取引期間：2023年５月１日～2026年６月30日）を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は612,000千円であります。

２．当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間でリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（極度額：3,000,000千円、コミットメント期間：2023年５月１日～2025年４月30日）を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は3,000,000千円であります。

３．当社は、運転資金の調達を目的として、株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間でリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（極度額：5,000,000千円、コミットメント期間：2024年５月１日～2027年４月30日）を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は5,000,000千円であります。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２． 会社の株式に関する事項（2024年４月30日現在）

(1) 発 行 可 能 株 式 総 数　　普通株式　　320,000,000株

(2) 発 行 済 株 式 総 数　　普通株式　　90,859,200株

(3) 株　　主　　数　　67名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
岡田 光信	27,600,300	30.38
株式会社INCJ	17,041,200	18.76
ジャフコSV４共有投資事業有限責任組合	4,405,000	4.85
株式会社グーニーズ	3,239,700	3.57
ASエースタート１号投資事業有限責任組合	2,950,200	3.25
三菱電機株式会社	2,649,700	2.92
スペース・エースタート１号投資事業有限責任組合	2,597,000	2.86
日本グロースキャピタル投資法人	2,523,700	2.78
THE FUND投資事業有限責任組合	1,977,500	2.18
MMA投資事業有限責任組合	1,392,800	1.53

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３． 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第３回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日	2019 年１月 24 日	2021 年 12 月９日
当社役員の保有状況 新株予約権の数 保有人数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役 新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）３	 26,109 個 １名 － 普通株式 2,610,900 株 （新株予約権１個につき 100 株）	 2,200 個 １名（注）１ － 普通株式 220,000 個 （新株予約権１個につき 100 株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３	１個につき 29,100 円 （１株当たり 291 円）	１個当たり 86,200 円 （１株当たり 862 円）
新株予約権の行使期間	2019 年２月１日から 2026 年７月 31 日まで（注）４	2023 年 12 月 17 日から 2028 年 12 月９日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）５	（注）５

名称	第７回（その２）新株予約権	第７回（その３）新株予約権
発行決議日	2022 年１月４日	2022 年１月 17 日
当社役員の保有状況 新株予約権の数 保有人数 取締役（社外取締役を除く） 社外取締役 新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）３	 200 個 １名（注）１ － 普通株式 20,000 株 （新株予約権１個につき 100 株）	 200 個 － ２名（注）２ 普通株式 20,000 個 （新株予約権１個につき 100 株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３	１個につき 86,200 円 （１株当たり 862 円）	１個当たり 86,200 円 （１株当たり 862 円）
新株予約権の行使期間	2024 年１月６日から 2028 年 12 月９日まで	2024 年１月 25 日から 2028 年 12 月９日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）５	（注）５

名称	第９回新株予約権
発行決議日	2024年１月16日
当社役員の保有状況 　新株予約権の数 　保有人数 　　取締役（社外取締役を除く） 　　社外取締役 　新株予約権の目的である株式の種類及び数	 100個 － １名 普通株式 10,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個につき 100,000円 （１株当たり 1,000円）
新株予約権の行使期間	2026年１月24日から 2031年１月５日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）５

（注）１．当社取締役１名が保有している第７回新株予約権及び第７回（その２）新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．当社社外取締役２名が保有している第７回（その３）新株予約権は、社外取締役就任前に付与されたものであります。
３．2022年２月14日開催の取締役会決議により、2022年３月４日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（１株当たり金額）」が調整されています。
４．2022年10月14日開催の取締役会決議及び2022年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、本新株予約権の行使期間の延長を承認しております。
５．新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。
(1) 本新株予約権の行使は、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に下記①又は②に定める取得事由のいずれもが発生していないことを条件とする。但し、当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
① (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
② 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
(2) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
(3) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	第９回新株予約権	第９回（その２）新株予約権
発行決議日	2024 年１月 16 日	2024 年２月７日
新株予約権の数	19,060 個	2,000 個
交付された者の人数 当社従業員 子会社役員 子会社従業員 社外協力者	 12 名 １名 164 名 －	 － － － １名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,906,000 株 （新株予約権１個につき 100 株）	普通株式 200,000 株 （新株予約権１個につき 100 株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 100,000 円 （１株当たり 1,000 円）	１個当たり 100,000 円 （１株当たり 1,000 円）
新株予約権の行使期間	2026 年１月 24 日から 2031 年１月５日まで	2026 年２月９日から 2031 年１月５日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）２	（注）２

名称	第９回（その３）新株予約権	第 10 回新株予約権
発行決議日	2024 年２月７日	2024 年２月７日
新株予約権の数	550 個	2,160 個
交付された者の人数 当社従業員 子会社役員 子会社従業員 社外協力者 その他	 １名 － ３名 － －	 － － － － １名（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 55,000 株 （新株予約権１個につき 100 株）	普通株式 216,000 株 （新株予約権１個につき 100 株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 100,000 円 （１株当たり 1,000 円）	１個当たり 100,000 円 （１株当たり 1,000 円）
新株予約権の行使期間	2026 年２月９日から 2031 年１月５日まで	2026 年２月９日から 2031 年１月５日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）２	（注）２

（注）１．当社子会社Astroscale Israel Ltd.の役職員に対するインセンティブプランとして、イスラエルの税制上の適格要件を満たすために、同国所在の信託会社向けに付与したものであります。

２．新株予約権の行使の条件は、下記の通りであります。

(1)本新株予約権の行使は、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に下記①又は②に定める取得事由のいずれもが発生していないことを条件とする。但し、当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

①(i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2)本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3)その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４． 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年４月30日現在）

地位及び担当	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	岡田 光信	株式会社アストロスケール　取締役 Astroscale Ltd Director Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director Astroscale France SAS Director
取 締 役 兼 ＣＯＯ	ブラッカビー・クリストファー	株式会社アストロスケール　取締役 Astroscale Ltd Director Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director Astroscale France SAS Director
取 締 役 兼 ＣＦＯ	松山 宜弘	株式会社アストロスケール　取締役 Astroscale France SAS Director
取　　締　　役	野口 祐子 (戸籍名：鈴木 祐子)	グーグル合同会社 執行役員法務部長
取　　締　　役	ヴァーナー・ヤン	ドイツ科学工学アカデミー学長
取　　締　　役	シェパード・ゲイル	Nutanix, Inc. Director
常 勤 監 査 役	鈴木 隆之	株式会社アストロスケール　監査役 プライム・ストラテジー株式会社　社外取締役(監査等委員)
監　　査　　役	松田 日佐子	弁護士法人大江橋法律事務所　外国法事務弁護士
監　　査　　役	池田 明霞	バリューコマース株式会社　社外取締役（監査等委員） paiza株式会社　常勤監査役

（注）１．野口祐子氏、ヴァーナー・ヤン氏及びシェパード・ゲイル氏は、社外取締役であります。
２．鈴木隆之氏、松田日佐子氏及び池田明霞氏は、社外監査役であります。
３．監査役 松田日佐子氏は、外国法事務弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査するための十分な知見を有しております。
４．当事業年度中の取締役の異動は次の通りであります。
2023年７月26日開催の定時株主総会において、松山宜弘氏、シェパード・ゲイル氏及びニューランド・エリカ氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。また、2024年２月29日付で社外取締役ニューランド・エリカ氏が、2024年４月１日付で社外取締役大重信二氏（重要な兼職の状況：株式会社INCJ 執行役員MD ベンチャー・グロース投資グループ共同グループ長 他）が、辞任いたしました。
５．株式会社INCJは、当社の大株主であります。その他に、社外役員の兼職先である他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
６．取締役を兼務しない特定業務最高責任者は次の通りであります。

地位及び担当	氏　　名
CE (チーフ・エンジニア)	フジイ・ジーン
CTO (最高技術責任者)	リンゼイ・マイク
General Counsel (最高法務責任者)	児玉　薫

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第１項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含むすべての取締役及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については、各役員の職務内容、実績、成果等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により監査役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年７月29日開催の定時株主総会にて、取締役の報酬等の総額を年額200百万円以内とし、2018年12月20日開催の臨時株主総会にて、監査役の報酬等の総額を年額20百万円以内とすることを、それぞれ決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2018年12月20日開催の臨時株主総会にて、各取締役の具体的な報酬金額を取締役会に一任することを決定しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	人数（名）	報酬等の種類別の額（百万円）			計（百万円）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	8 （5）	104 (17)	－ （－）	－ （－）	104 (17)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	10 (10)	－ （－）	－ （－）	10 (10)
合計	11	114	－	－	117

(6) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係につきましては、「４．会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
社外取締役	大重　信二	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、17回中17回に出席し、豊富な取締役経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 なお、2024年４月１日付で辞任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の役員と異なっております。
社外取締役	野口　祐子 （戸籍名：鈴木祐子）	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、18回中18回に出席し、弁護士として法律に精通し、また、グローバルな事業会社での執行役員として得た豊富な知見や経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	ヴァーナー・ヤン	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、18回中17回に出席し、欧州宇宙機関（ESA）長官の経験からグローバルな宇宙政策や宇宙業界に関する広い見識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外取締役	シェパード・ゲイル	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、14回中12回に出席し、豊富な経営経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 なお、2023年7月26日開催の定時株主総会において新たに選任され就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の役員と異なっております。
社外取締役	ニューランド・エリカ	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、12回中12回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 なお、2023年7月26日開催の定時株主総会において新たに選任され就任し、2024年２月29日付で辞任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の役員と異なっております。
社外監査役	鈴木　隆之	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、18回中18回に出席し、豊富な監査役経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 同様に、監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松田　日佐子	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、18回中18回に出席し、主に外国法事務弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 同様に、監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	池田　明霞	当事業年度開催の取締役会（書面決議によるものを除く。）には、18回中18回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 同様に、監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　その他社外役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５． 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　62百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．　会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を以下のとおり定めています。現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役及び使用人が、法令・定款及び社会規範を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう当社の行動規範を繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底させます。

b. 「リスクマネジメント規程」を制定するとともに、CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

c. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

d. 内部通報制度を設け、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速な対応に努めます。

e. 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

f. 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CEOが責任者となり内部監査を実施し、管理・監督を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切な保存及び管理に努めます。

b. 取締役または監査役から要請があった場合に備え、これらの文書等が常時閲覧可能な状態を維持します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 社内諸規程等で定められた業務分掌及び職務権限に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人それぞれが自己の業務分掌及び職務権限に応じ、責任を持ってリスク管理に努めます。

b. 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告します。

c. リスク管理に係る規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制の構築に努めます。

d. リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。

e. 緊急事態には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速な対処に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行うとともに、各取締役は、職務の執行状況について適宜報告します。

b. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行います。

c. 取締役会を原則として毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催します。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

a. 取締役会は、当社の中期経営計画・年度予算等を決議し、その進捗状況を毎月取締役会にて報告・検証し、対策を講ずることを通じて適正かつ効率的な業務の執行を図ります。

b. 内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果をCEO に報告します。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社及びその関係会社等との取引については法令に従い適切に行うとともに、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、当社に適宜・適時な報告をおこなう体制を整備し、当社との連携を図ります。

b. 当社は、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、管理体制を構築してまいります。

c. 当社は、関係会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社に対し、必要に応じて、関係資料等の提出を求めます。

d. 当社が開催するリスク管理委員会について、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営します。

e. 当社と関係会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT を適切かつ有効に利用します。

f. 当社は、関係会社に対して、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために、監査役及び内部監査担当者は、関係会社の業務の適正性について調査を行います。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役は、監査役監査の実効性確保のため、必要に応じて、監査役の職務遂行を補助する体制の整備（補助使用人の設定）に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項等について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請することとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。

b. 当社の常勤監査役は、取締役会のほかグループ経営会議等重要な会議に出席します。

c. 取締役及び使用人は、監査役から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 当社は、監査役への報告を行った当社及び関係会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図ります。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じます。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。

b. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

c. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、宇宙技術の研究開発には多額の初期投資が必要であり、その投資回収も長期にわたる傾向にあります。当社グループも創業以来、継続的に営業損失および当期損失を計上しております。

このような状況の中で、当社は積極的な開発推進によって市場の形成を急ぎ、当社グループの成長を推進し、その結果として企業価値を向上させることが、株主利益の最大化に繋がるとの考えており、これを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

当社は、上記の方針から創業以来配当を実施せず内部留保を優先しており、今後の配当の実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定めております。剰余金の配当を行う場合、配当の決定機関は取締役会であり、毎年４月30日を基準日とした期末配当、毎年10月31日を基準日とした中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸　借　対　照　表

（2024年４月30日現在）　　（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		**（負　債　の　部）**	
流　動　資　産	**10,200,772**	**流　動　負　債**	**2,949,584**
現　金　及　び　預　金	9,969,593	未　　払　　金	436,396
前　　払　　費　　用	108,946	未　　払　　費　　用	48,339
そ　　の　　他	122,232	短　期　借　入　金	2,388,000
		未　払　法　人　税　等	1,210
固　定　資　産	**9,538,836**	預　　り　　金	75,639
有形固定資産	**514**	**固　定　負　債**	**9,953,260**
工具、器具及び備品	514	長　期　借　入　金	7,000,000
		関係会社長期借入金	2,953,260
投資その他の資産	**9,538,322**		
投　資　有　価　証　券	0	**負　債　合　計**	**12,902,844**
関　係　会　社　株　式	5,905,693	**（純　資　産　の　部）**	
関係会社長期貸付金	27,158,977	**株　主　資　本**	**6,635,076**
そ　　の　　他	940,292	**資　　本　　金**	**100,000**
貸　倒　引　当　金	△ 24,466,642	**資　本　剰　余　金**	**14,539,162**
		資　本　準　備　金	14,539,162
		利　益　剰　余　金	**△ 8,004,085**
		その他利益剰余金	△ 8,004,085
		繰越利益剰余金	△ 8,004,085
		新　株　予　約　権	**201,687**
		純　資　産　合　計	**6,836,764**
資　産　合　計	**19,739,608**	**負債・純資産合計**	**19,739,608**

損　益　計　算　書

（2023年５月１日から
2024年４月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**987**
売　上　原　価		**－**
売　上　総　利　益		**987**
販売費及び一般管理費		**1,480,978**
営　業　損　失		**△1,479,990**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	693,705	
為　替　差　益	2,798,024	
債務保証損失引当金戻入額	1,463,760	
そ　の　他	29	**4,955,520**
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	313,331	
株　式　交　付　費	3,500	
貸倒引当金繰入額	9,515,456	**9,832,287**
経　常　損　失		**△6,356,757**
特　別　利　益		
新株予約権戻入益	5,496	**5,496**
特　別　損　失		
貸　倒　損　失	1,565,488	
減　損　損　失	86,126	**1,651,614**
税引前当期純損失		**△8,002,875**
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当　期　純　損　失		**△8,004,085**

株主資本等変動計算書

（ 2023年５月１日から
2024年４月30日まで ）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	26,319,886	－	26,319,886
当期変動額				
新株の発行	501,719	501,719		501,719
減資	△501,719	501,719		501,719
準備金から剰余金への振替		△ 12,784,164	12,784,164	－
欠損填補			△ 12,784,164	△ 12,784,164
当期純損失				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	△ 11,780,724	－	△ 11,780,724
当期末残高	100,000	14,539,162	－	14,539,162

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△ 12,784,164	△ 12,784,164	13,635,722	108,385	13,744,108
当期変動額					
新株の発行			1,003,439		1,003,439
減資			－		－
準備金から剰余金への振替			－		－
欠損填補	12,784,164	12,784,164	－		－
当期純損失	△ 8,004,085	△ 8,004,085	△ 8,004,085		△ 8,004,085
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				93,302	93,302
当期変動額合計	4,780,078	4,780,078	△ 7,000,646	93,302	△ 6,907,344
当期末残高	△ 8,004,085	△ 8,004,085	6,635,076	201,687	6,836,764

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具、器具及び備品　４年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に軌道上サービスに関連する研究開発プロジェクト及びPR活動等によって獲得する収益であり、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理する方法によっております。

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社における収益は、主に軌道上サービスに関連する研究開発プロジェクト及びPR活動等によって獲得する収益であり、当該事業に関する収益計上額は987千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

① 財務諸表に計上した金額

（資産の部）

関係会社株式	5,905,693 千円
関係会社長期貸付金	27,158,977 千円
貸倒引当金	△24,466,642 千円

（営業外収益）

債務保証損失引当金戻入額	1,463,760 千円

（営業外費用）

貸倒引当金繰入額	9,515,456 千円

（特別損失）

貸倒損失	1,565,488 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。関係会社貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。さらに、債務保証に係る損失に備えるため、将来の損失負担見込額を債務保証損失引当金として計上しております。

実質価額の著しい低下や回復可能性、回収可能性の有無は、各関係会社の財政状態及び事業計画を基礎とした、将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。これらの仮定は、関係会社の財政状態の変化、将来の事業計画の見直し等により変動する可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	77,696 千円
長期金銭債権	922,459 千円
短期金銭債務	11,640 千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

工具、器具及び備品	253 千円
建設仮勘定	27,680 千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 保証債務

関係会社の銀行借入に対する保証

保証先	保証金額
株式会社アストロスケール	1,078,610千円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	3,137 千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	693,050 千円
支払利息	1,251 千円
貸倒引当金繰入額	9,515,456 千円
貸倒損失	1,565,488 千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産の概要

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都墨田区	事業用資産	建設仮勘定	27,680
		ソフトウェア仮勘定	58,445
合計			86,126

② 減損損失の認識に至った経緯

当社が保有する事業用資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、現段階では将来のキャッシュ・フローに不確実性が高いことからゼロとして評価し、減損損失を認識しております。

(3) 貸倒損失

当社子会社であるAstroscale Ltdに対する債権に係るものです。

(4) 債務保証損失引当金戻入額

当社子会社である株式会社アストロスケールの銀行借入に対する債務保証に係る損失が見込まれなくなったため、当該引当金を戻し入れたものであります。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　90,859,200 株

(2) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	株式の種類	株式の数	新株予約権の残高
第1回新株予約権	普通株式	928,200 株	9,439 千円
第2回新株予約権	普通株式	429,000 株	16,018 千円
第3回新株予約権	普通株式	3,239,700 株	70,540 千円
第4回新株予約権	普通株式	489,900 株	1,268 千円
第4回(その2)新株予約権	普通株式	546,000 株	1,414 千円
第5回新株予約権	普通株式	450,000 株	252 千円
第5回－2新株予約権	普通株式	270,000 株	151 千円
第5回－2(その2)新株予約権	普通株式	72,000 株	40 千円
第5回－2(その3)新株予約権	普通株式	22,000 株	39 千円
第5回－2(その4)新株予約権	普通株式	267,000 株	50 千円
第6回新株予約権	普通株式	337,000 株	3,872 千円
第7回新株予約権	普通株式	328,000 株	4,221 千円
第7回(その2)新株予約権	普通株式	442,000 株	7,036 千円
第7回(その3)新株予約権	普通株式	260,000 株	3,736 千円
第7回(その4)新株予約権	普通株式	36,000 株	553 千円

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失等でありますが、全額が評価性引当額となり、繰延税金資産として計上しておりません。

８．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、エクイティファイナンス等の直接金融に加え、銀行等金融機関からの借入を活用しております。

②　金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

関係会社長期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、各関係会社の財政状態及び経営成績を定期的にモニタリングすることにより管理しております。

長期借入金及び関係会社長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、キャッシュ・フローの予算及び実績の分析を通じてグループ各社を含めた資金需要を把握することで、当該リスクを管理しております。また、一部の変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利と変動金利の借入金の適切な組み合わせ、及び自己資本による資金調達と借入による資金調達の適切な組み合わせを図ることにより、当該リスクの低減を図っております。

未払金、未払費用、短期借入金、未払法人税等及び預り金については、全て１年以内の支払期日であります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　関係会社長期貸付金	27,158,977		
貸倒引当金(※2)	△ 24,466,642		
	2,692,335	2,692,335	－
資産計	2,692,335	2,692,335	－
(1)　長期借入金	7,000,000	7,039,584	39,584
(2)　関係会社長期借入金	2,953,260	2,958,929	5,669
負債計	9,953,260	9,998,513	45,253

(※1)　現金及び預金、未払金、未払費用、短期借入金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)　個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3)　市場価格のない株式等は、上記の表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	0
関係会社株式	5,905,693

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

関係会社長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金、関係会社長期借入金

長期借入金及び関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

９．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社アストロスケール	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付（注１）	5,290,000	関係会社長期貸付金（注２）	11,250,000
				利息の計上（注１）	250,647	関係会社未収利息（注２）	355,559
				債務保証（注５）	1,078,610	－	－
				債務被保証（注６）	12,000,000	－	－
	Astroscale U.S. Inc.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付（注１）	4,672,610	関係会社長期貸付金（注２）	14,989,447
				利息の計上（注１）	260,025	関係会社未収利息（注２）	565,486
				債務被保証（注６）	7,000,000	－	－
	Astroscale Ltd	所有 直接100%	資金の貸付 株式の取得 資金の借入 債務保証	資金の貸付（注１）	2,179,714	関係会社長期貸付金（注２、３）	667,436
				利息の計上（注１）	181,724	関係会社未収利息（注２、３）	731
				増資の引受（注３）	5,285,023	－	－
				資金の借入（注４）	2,854,380	関係会社長期借入金	2,953,260
				利息の計上（注４）	1,251	関係会社未払利息	1,294
				債務被保証（注６）	7,000,000	－	－
	Astroscale France SAS	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付（注１）	244,067	関係会社長期貸付金	252,093
				利息の計上（注１）	652	関係会社未収利息	681

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 株式会社アストロスケール、Astroscale U.S. Inc.、Astroscale Ltd及びAstroscale France SASに対する資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状態を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注２） 関係会社長期貸付金及び関係会社未収利息については、24,466,642千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において9,515,456千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（注３） 増資の引受については、関係会社長期貸付金と関係会社未収利息の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭による出資の方法により行っております。

（注４） Astroscale Ltdからの資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注５） 株式会社アストロスケールの金融機関からの借入について、債務保証を付しております。また、取引金額には保証債務の極度額の当事業年度末残高を記載しております。

（注６） 金融機関からの借入について、債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の極度額の当事業年度末残高を記載しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	73円03銭
１株当たり当期純損失	△88円44銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（一般募集による新株式の発行）

当社は、2024年６月５日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。2024年５月１日及び2024年５月20日開催の取締役会において、下記の通り公募による新株式の発行を決議し、2024年６月４日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は8,895,297千円、発行済株式総数は113,028,400株となっております。

① 募集方法	発行価格での国内における一般募集、及び、欧州及び米国を中心とする海外市場における募集（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみ）
② 募集株式の種類及び数	普通株式　22,169,200 株 国内：12,486,200 株 海外： 9,683,000 株
③ 発行価格	１株につき 850 円
④ 引受価額	国内：１株につき 793.47 円 海外：１株につき 793.47 円 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
⑤ 払込金額	国内：１株につき金 637.5 円 海外：１株につき金 637.5 円 この金額は会社法上の払込金額であり、2024 年５月１日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額	国内：１株につき 396.735 円 海外：１株につき 396.735 円
⑦ 発行価額の総額	14,132,865 千円 この金額は会社法上の払込金額の総額であります。
⑧ 増加する資本金の額	8,795,297 千円
⑨ 増加する資本準備金の額	8,795,297 千円
⑩ 引受価額の総額	17,590,595 千円
⑪ 払込期日	2024 年６月４日
⑫ 資金の使途	当社グループの軌道上サービスの更なる成長のためのプロジェクト開発費、研究開発費及び運転資金。なお、当社グループの主たる事業運営は当社の連結子会社にて行われているものであるため、連結子会社への投融資を通じて充てる予定であります。

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、2024年５月１日及び2024年５月20日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である岡田光信より借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議いたしました。概要は以下の通りであります。

① 募集株式の種類及び数	普通株式　3,124,900株
② 割当価格	１株につき793.47円
③ 払込金額	１株につき637.5円
④ 資本組入額	１株につき396.735円
⑤ 割当価格の総額	2,479,514千円
⑥ 増加する資本金の額	1,239,757千円
⑦ 増加する資本準備金の額	1,239,757千円
⑧ 払込期日	2024年７月２日
⑨ 資金の使途	「一般募集による新株式の発行　⑫　資金の使途」と同一であります。

（注）　本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る附属明細書

第６期

自　2023年５月　１日
至　2024年４月30日

株式会社アストロスケールホールディングス

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	338	295	－	118	514	253
	建設仮勘定	－	27,680	27,680 (27,680)	－	－	－
	計	338	27,975	27,680	118	514	253
無形固定資産	ソフトウェア仮勘定	－	58,445	58,445 (58,445)	－	－	－
	計	－	58,445	58,445	－	－	－

（注）「当期減少額」の（）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

２．引当金の明細

（単位：千円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,951,185	9,515,456	－	24,466,642
債務保証損失引当金	1,463,760	－	1,463,760	－

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

項目	金額
役員報酬	114,510
給料賃金	315,686
法定福利費	39,755
福利厚生費	733
採用教育費	24,865
広告宣伝費	21,388
接待交際費	2,907
旅費交通費	57,858
通信費	3,093
備品・消耗品費	8,842
保険料	416
租税公課	22,608
支払手数料	220,315
支払報酬	465,917
会議費	1,037
荷造運賃	710
新聞図書費	134
減価償却費	118
諸会費	9,634
株式報酬費用	99,037
外注費	42,532
地代家賃	26,689
水道光熱費	2,171
雑費	11
販売費及び一般管理費計	1,480,978

事業報告に係る附属明細書

第６期

自　2023年５月　１日
至　2024年４月30日

株式会社アストロスケールホールディングス

１．事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月２７日

株式会社アストロスケールホールディングス

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊　藤　直　人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　岸　貴　浩

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アストロスケールホールディングスの２０２３年５月１日から２０２４年４月３０日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は２０２４年５月１日及び２０２４年５月２０日開催の取締役会において公募増資による新株式の発行を決議し、２０２４年６月４日に払込が完了した。

また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２３年５月１日から２０２４年４月３０日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの構築運用並びに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人、従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会及び重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。重要な書類や主要会議議事録を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、代表取締役と定期的に意見交換を致しました。また、子会社については子会社監査を通じて子会社取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われるための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、子会社の職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年7月１日

株式会社アストロスケールホールディングス　監査役会

常勤監査役　　鈴木　隆之

監査役（社外監査役）　　松田　日佐子

監査役（社外監査役）　　池田　明霞

以上

【第６回定時株主総会】
株主総会議案

第１号議案　取締役６名選任の件

第６回定時株主総会終結をもって、取締役６名全員が任期満了により退任することとなったため、以下の６名を取締役として選任することをお願いするものであります。

氏名	生年月日		略歴	所有株式数（株）
岡田　光信 おかだ　みつのぶ	1973年３月27日生	1997年４月	大蔵省（現財務省）入省	24,840,300
		2001年７月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社	
		2004年８月	ターボリナックス株式会社取締役兼財務最高責任者就任	
		2006年４月	かざかフィナンシャルグループ株式会社取締役就任	
		2007年２月	かざかコモディティ株式会社代表取締役就任	
		2007年３月	ターボリナックス株式会社監査役就任	
		2008年８月	Bain Capital LLC 入社	
		2009年８月	SUGAO PTE. LTD.設立、CEO就任	
		2012年８月	MIKAWAYA21株式会社設立、取締役就任	
		2013年５月	ASTROSCALE Pte. Ltd.設立、CEO就任	
		2015年２月	株式会社アストロスケール代表取締役就任	
		2017年３月	Astroscale Ltd Director就任（現任）	
		2017年８月	株式会社アストロスケール取締役就任（現任）	
		2018年11月	Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director就任（現任）	
		2018年12月	当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）	
		2019年３月	Astroscale U.S. Inc. Director就任	
		2019年５月	The Space Generation Advisory Council (SGAC)アドバイザリーボード就任(現任)	
		2019年10月	世界経済フォーラム(ダボス会議)宇宙評議会共同議長就任	
		2020年10月	国際宇宙航空連盟(IAF)副会長就任	
		2021年４月	一般財団法人衛星システム技術推進機構　理事就任（現任）	
		2023年１月	一般社団法人インパクトスタートアップ協会理事就任（現任）	
		2023年９月	Astroscale France SAS Director就任(現任)	
		2023年10月	国際宇宙航空連盟(IAF)名誉アンバサダー就任(現任)	
ブラッカビー・クリストファー ぶらっかびー・くりすとふぁー	1973年９月３日生	2002年10月	アメリカ航空宇宙局(NASA)本局入局	2,000
		2012年８月	在日米国大使館アメリカ航空宇宙局(NASA)アジア代表部代表	
		2017年８月	ASTROSCALE PTE. LTD. COO就任	
		2017年８月	株式会社アストロスケール代表取締役就任	
		2017年８月	Astroscale Ltd Director就任（現任）	
		2018年11月	Astroscale Singapore Pte. Ltd. Director就任（現任）	
		2018年12月	当社取締役兼COO就任（現任）	
		2019年３月	Astroscale U.S. Inc. Director就任	
		2021年２月	株式会社アストロスケール取締役就任	
		2022年５月	株式会社アストロスケール代表取締役就任	
		2023年１月	株式会社アストロスケール取締役就任（現任）	
		2023年９月	Astroscale France SAS Director就任(現任)	

松山　宜弘 まつやま　のぶひろ	1986年7月22日生	2009年4月 2012年6月 2014年4月 2016年9月 2017年9月 2021年12月 2022年5月 2023年7月 2023年9月	メリルリンチ日本証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社 バークレイズ証券株式会社入社 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 Goldman, Sachs & Co.入社 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 当社執行役員CFO就任 株式会社アストロスケール取締役就任（現任） 当社取締役兼CFO就任(現任) Astroscale France SAS Director就任(現任)	13,300
野口　祐子 （戸籍名：鈴木祐子） のぐち　ゆうこ （戸籍名：すずきゆうこ）	1972年10月15日生	1998年4月 2008年1月 2013年12月 2022年2月	森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 森・濱田松本法律事務所　知的財産グループ パートナー グーグル合同会社 執行役員法務部長就任（現任） 株式会社アストロスケールホールディングス取締役就任（現任）	―
ヴァーナー・ヤン ヴぁーなー・やん	1954年7月18日生	1979年7月 1990年10月 1995年7月 2007年3月 2015年7月 2021年4月 2022年2月	クーニヒ　ホインシュ入社 ダルムシュタット工科大学教授就任 同大学学長就任 ドイツ航空宇宙センター（DLR）長官就任 欧州宇宙機関(ESA)長官就任 ドイツ科学工学アカデミー学長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	―
シェパード・ゲイル しぇぱーど・げいる	1953年12月8日生	1991年3月 1996年1月 2000年9月 2002年7月 2006年2月 2013年1月 2015年10月 2019年4月 2019年9月 2022年1月 2022年12月 2023年7月	J.D. EDWARDS COMPANY, INC.入社 日本ジェイ・ディ・エドワーズ株式会社代表取締役就任 MarketMile LLC. CEO and President就任 PeopleSoft, Inc. Vice President and Managing Director就任 Saffron Technology Inc. Director就任 Saffron Technology Inc. CEO & Chair就任 Intel Corporation Vice President and General Manager, Saffron AI Group就任 Microsoft Corporation Corporate Vice President就任 Microsoft Corporation Corporate Vice President and CTO for Microsoft Asia就任 Nutanix, Inc. Director就任(現任) Bright Machines Inc. CEO就任（現任） 当社取締役就任(現任)	―

（注）

1．取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2．ヴァーナー・ヤン氏、野口祐子氏及びシェパード・ゲイル氏は、社外取締役候補者であります。

3．社外取締役候補者の選任理由

ヴァーナー・ヤン氏を社外取締役候補者とした理由は、前ESA（欧州宇宙機関）長官であり、宇宙業界で長年にわたり実績を重ね、人脈も豊富な方であることです。同氏の経営経験や法制度への洞察力及び特に欧州における宇宙業界での実績などから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

野口祐子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として活躍されており、知財関係をはじめ、国際紛争や国際取引などに造詣も深いことです。同氏の豊富な専門家としての知識とグローバルIT企業の知財の先駆者としてのご経験から、当社の社外取締役として適任であ

ると判断いたしました。
シェパード・ゲイル氏を社外取締役候補者とした理由は、Intel 社やMicrosoft 社といったグローバル企業での経験に加え、経営者としての経験を通じ、事業の成熟に求められる運営に関する知見を期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

４．当社は、ヴァーナー・ヤン氏、野口祐子氏及びシェパード・ゲイル氏との間で、会社法第 427 条第１項に基づき、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しておりますが、ヴァーナー・ヤン氏、野口祐子氏及びシェパード・ゲイル氏の再任が承認された場合には、同氏らと同契約を継続する予定であります。

５．当社は、会社法第 430 条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（子会社を含むすべての取締役及び監査役。既に退任している者及び新たに選任された者を含む。）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案　資本準備金の額の減少の件

財務体質の効率化を目的として、会社法第 448 条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させることについて、承認をお願いするものであります。

(1)減少させる資本準備金の額
8,004,085,703 円
(2)資本準備金の額の減少の方法
減少させる資本準備金の額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。
(3)資本準備金の額の減少の日程
資本準備金の額の減少の効力が発生する日を 2024 年7月 30 日といたします。
スケジュールの詳細は以下のとおりです。

①取締役会決議日	2024 年7月５日
②株主総会決議日	2024 年7月 30 日
③効力発生日	2024 年7月 30 日

第3号議案　剰余金の処分の件

財務体質の効率化を目的として、第2号議案が承認され、その効力が発生することを条件として、2024 年7月 30 日付で、その他の資本剰余金のうち 8,004,085,703 円を繰越利益剰余金に振り替え、同額の欠損填補をすることについて、承認をお願いするものであります。